

Q 調査官にはノルマがあるのでしょうか？

「税務署の調査官は、ホント無理やりでも追徴税額を持っていこうとしますよね」税務調査を何度か経験したことがある社長なら、みんな思っていることでしょう。

ここで気になるのは、**調査官のノルマ**です。「車のディーラー営業マンに販売台数のノルマがあるように、調査官にも追徴税額のノルマがあるのかな？」と疑いたくなる気持ちはわかります。

さて、実際のところ、**調査官に追徴税額のノルマはありません**。「今年は〇百万円」の追徴税額を課してこい！」とは言われていないのです。

しかし、**調査官にノルマがないわけではありません**。「追徴税額にはノルマがない」のであって、**ノルマは存在します**。それは、「**税務調査の件数にノルマ**」があるのです。

調査官は1年間を通じて税務調査を行っていますが、その間に、30件程度のノルマを課せられています。このノルマを達成できないと、まさに税務署内で問題なのです。

1年間は52週ありますが、休みなどを除くと、働いている週は実質35～40週程度ですから、1人あたりの調査官で、1週間に1件の税務調査を実施しているイメージでしょうか。

なぜ調査官に、**税務調査の件数ノルマ**があるかといえば、**税務調査の実地調査率**を上げるためです。

「最近の税務行政の動向」

<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/shingi-kenkyu/shingikai/110303/shiryo/pdf/04.pdf>

の6ページもある通り、国税は実調率（実地調査率）を公表しています。**実調率**とは、**税務調査をすべき全体件数のうち、1年間でどれだけの税務調査を実際に行ったのか、率で算出したものです**。

この資料にもある通り、**法人の実調率は4.6%**となっています。つまり、現在は税務調査をあまり行えていないため、平均すると20～25年に1回しか税務調査に来ないというわけです。（もちろん平均の話です）

これでは課税の公平性を守れません。なぜなら、税務調査にあまり入らないことがわかれば、真面目に申告・納税する人の数は減るからです。

そのためにも、**調査官にそれぞれ税務調査件数のノルマを与えることで、実調率を上げようとしているのです**。

（平成25年7月掲載：この記事は掲載時点の法令等に基づいて記述しております。）